

物価高騰対策支援補助金を交付します

～この補助金は、国の「重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています～

補助対象者

横須賀市内の障害福祉サービス事業所等

※令和8年1月1日以前に横須賀市の指定等を受け、申請日時点で引き続き運営を継続する見込みのある事業所が補助対象となります。

補助金額

事業所の該当するサービス系列とサービス種別に応じた補助基準額の合計額

区分	サービス系列	サービス種別	補助基準額
1	訪問系（居宅介護等）	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援	1事業所につき 30,000円
	訪問系（相談支援等）	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、自立生活援助	
	訪問系（保育所等訪問支援等）	保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援	
2	通所系（障害福祉サービス等）	生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援、放課後等デイサービス、児童発達支援、日中一時支援	1事業所につき 50,000円
3	通所系（地域活動支援センター等）	地域活動支援センター、障害者地域作業所	1事業所につき 50,000円
4	入所・居住系	施設入所支援、共同生活援助、短期入所（医療型・空床型を除く）、福祉型障害児入所施設	定員1名につき 15,000円

※同一のサービス系列で事業所の所在地が同一の場合は、原則、1事業所分の補助基準額となります。

※区分4の定員は、令和8年1月1日現在の員数を用いて補助基準額を算定します。

申請期間

令和8年3月2日（月）～3月25日（水）※必着

申請方法等

e-kanagawa 電子申請システムにより申請書類をご提出ください

